

福岡県公報

平成26年10月24日
第3639号

目次

告示(第882号-第902号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	5
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	7
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	7
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	7
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	7
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	7
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	8

公 告

○土地改良事業計画の変更の認可申請の適否決定	(農村森林整備課)	8
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	9
○落札者等の公示	(高校教育課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	10
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	10
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	10
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	10
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	10
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	11
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	11
○公共測量の実施(県が測量計画機関となった場合)	(県土整備総務課)	11
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	11

収用委員会

○土地収用法に基づく裁決手続の開始	(用地課)	12
-------------------	-------	----

正 誤

○梓外(平成26年9月30日福岡県公報第3632号増刊②)		13
-------------------------------	--	----

告 示

福岡県告示第882号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年10月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	福岡線 日田線	前	朝倉市菩提寺540番1先 から 朝倉市堤946番1先まで	8.0 ～ 35.6	862.8
			後	朝倉市菩提寺540番1先 から 朝倉市堤945番先まで	15.0 ～ 35.6	

福岡県告示第883号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年10月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年10月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	福岡線 日田線	朝倉市菩提寺540番1先から 朝倉市堤945番先まで

福岡県告示第884号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年10月24日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
嘉麻市桑野字ナカノ1947、2065の2、字普門寺2681、2705、2719、2741の2、2741

の9、2741の12、2741の33、2741の43、2741の65、2741の66、2741の84、2741の107、2841、2894の8、2920の1、字南河内3109の2、3109の27、字仙道3383の107、3392の17、3392の19、3392の20

- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第885号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年10月24日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
遠賀郡岡垣町大字上畑字灰ヶ谷1063・1064・1066・1077（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第886号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年10月24日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

宮若市湯原字野田原308の1、318の2、318の3、320の1、字大越454の1、458の2、471の1、471の3、471の12、471の13、字岩倉520の2

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第887号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年10月24日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

宮若市脇田字芳賀2046の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第888号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年10月24日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市星野村字平城12141の15、12146の1、12161

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字平城12146の1・12161（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第889号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年10月24日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市星野村字山道13774の15（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第890号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年10月24日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市大力字ニシノ1936・1984の2・1985（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第891号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年10月24日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
嘉麻市熊ヶ畑字咽ノ畑698、708の11
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第892号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年10月24日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
北九州市門司区上藤松1311の22・1383の66（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第893号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年10月24日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林の所在場所
京都郡みやこ町犀川喜多良字片原1277の2
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字片原1277の2（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水

産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第894号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年10月24日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

京都郡みやこ町犀川末江字渋柿744、字寺山745、犀川久富字勘丹2068

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字寺山745・字渋柿744・字勘丹2068（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第895号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年10月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	宮 本 線 荒 木	前	久留米市荒木町荒木1649番7先から 久留米市荒木町荒木1683番3先まで	5.0 ～ 6.0	185.5
			後	久留米市荒木町荒木1649番7先から 久留米市荒木町荒木1683番3先まで	9.4 ～ 10.5	

福岡県告示第896号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年10月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	久留米 柳 川 線	前	久留米市梅満町1229番2先から 久留米市梅満町1253番6先まで	9.1 ～ 12.0	206.0
			後	久留米市梅満町1229番2先から 久留米市梅満町1253番6先まで	10.9 ～ 20.6	

福岡県告示第897号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年10月24日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
門前	田川郡赤村門前（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小内田6-2	田川郡赤村内田（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を赤村役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第898号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年10月24日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
門前	田川郡赤村門前（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
小内田6-2	田川郡赤村内田（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を赤村役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第899号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年12月福岡県告示第1902号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成26年10月24日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
桜坂三丁目(2)-1	福岡市中央区桜坂三丁目及び南公園（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第900号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年12月福岡県告示第1903号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成26年10月24日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
桜坂三丁目(2)-1	福岡市中央区桜坂三丁目及び南公園（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第901号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第

57号) 第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年10月24日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
桜坂三丁目(2)-1	福岡市中央区桜坂三丁目(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第902号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年10月24日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
桜坂三丁目(2)-1	福岡市中央区桜坂三丁目(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

公 告

公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可申請を平成26年10月10日付けで適当であると決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第

6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成26年10月24日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
田川郡大任町大字大行事丹波地区土地改良区	土地改良事業変更計画書の写し	平成26年10月24日から平成26年11月25日まで	大任町役場

公告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成26年10月24日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
添田町	平成12年度から平成25年度まで	地籍図及び地籍簿	大字添田の一部	平成26年10月14日

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年10月24日

福岡県知事 小川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 (仮称) ゆめモール筑後
 - 所在地 筑後市大字前津字松葉2番1ほか
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

大規模小売店舗立地法に基づく届出のあった（仮称）ゆめモール筑後の筑後市大字前津への出店につきましては異存ありません。

なお、出店にあたっては、関係法等を含め協議調整を行った内容を遵守頂くとともに、特に道路・水路等の公共施設の適正な維持管理、災害時の協力体制の確立、廃棄物等の適正処理、良好な環境のための緑化推進等に配慮頂くことを強く求めます。

また、地域の一員として地元経済界及び周辺地域と調和し、良好な相乗効果が生まれるように尽力され、地域に貢献されますよう期待致します。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年10月24日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 サンリブレl苅田
- (2) 所在地 京都郡苅田町殿川町1-7

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 なし

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年10月24日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る物品の名称及び数量

マシンニングセンタ 1式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県立苅田工業高等学校

(2) 所在地

京都郡苅田町大字集2569番地

3 落札者を決定した日

平成26年9月25日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

日通商事株式会社 福岡支店

(2) 住所

福岡市博多区下呉服町1番1号日通ビル6階

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

35,225,280円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成26年8月15日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年10月24日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡志免町大字吉原字和田99番1から99番12まで、103番3、104番3及び107番2並びにこれらの区域内の道路である志免町有地（108番2及び99番1地先道路）の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区草香江二丁目7番1号

株式会社 三愛不動産
代表取締役 川上 虎志路

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により国土交通省九州地方整備局北九州国道事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年10月24日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量・水準測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
福津市上西郷	平成26年9月4日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年10月24日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市八幡西区	平成26年9月24日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により岡垣町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年10月24日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
遠賀郡岡垣町海老津駅前	平成26年9月30日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年10月24日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市八幡西区	平成26年9月29日から 平成26年12月15日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州防衛局長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年10月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量外）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
遠賀郡遠賀町及び芦屋町内	平成26年9月22日から 平成26年10月15日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年10月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市若松区大字塩屋ほか	平成26年9月20日から 平成26年12月25日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、篠栗町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年10月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（MMSによる画像データ・レーザー点群データ計測）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
糟屋郡篠栗町内一円	平成26年10月20日から 平成27年2月27日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年10月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量、水準測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
遠賀郡岡垣町黒山・山田・旭台五丁目・旭南地区	平成26年10月1日から 平成26年11月14日まで

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年10月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
平成26年10月7日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 (仮称) ルミエール菟田店
 - (2) 所在地 京都郡菟田町大字二崎118-2

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
三角商事株式会社	京都郡苅田町大字二崎118-2

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
三角商事株式会社	京都郡苅田町大字二崎118-2
株式会社豊島屋	北九州市小倉北区魚町1-4-21魚町センタービル6F

4 大規模小売店舗を新設する日

平成27年6月8日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,110平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
店舗建物敷地北側	129
西側隔地駐車場	46
南西側隔地駐車場	60
南側隔地駐車場	13
合計	248

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
本棟北東側	10
本棟北西側	20
合計	30

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
-----------	------------

本棟南西側	94.5
別棟北東側	27.0
合計	121.5

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
本棟西側	20.5

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
三角商事株式会社	午前9時30分	午後10時00分
株式会社豊島屋	午前9時30分	午後10時00分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時00分～午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

8箇所 店舗敷地東側、店舗敷地西側、西側隔地駐車場南側、南西側隔地駐車場北側、南側隔地駐車場南側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	時間帯
荷さばき施設No.1～No.2	午前6時00分～午後11時00分

収用委員会

福岡県収用委員会告示第9号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成26年10月24日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道208号改築工事（浦島橋地区・福岡県みやま市高田町徳島字渡里地内から柳川市大和町中島字町北側地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積〔（ ）は公簿地積〕
福岡県柳川市大和町中島字町南側	929番	宅地	106.64（102.00）平方メートルのうち、 収用しようとする土地の面積76.53平方メートル、 使用しようとする土地の面積4.71平方メートル
福岡県柳川市大和町中島字町南側	932番	宅地	304.62（304.00）平方メートルのうち、 収用しようとする土地の面積104.96平方メートル、 使用しようとする土地の面積6.95平方メートル

（注）地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

釘崎憲三

福岡県柳川市大和町鷹ノ尾1222番地1

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成26年10月3日

正 誤

発行 年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
26・9・30	3632 増刊②	枠外		1					平成26年9月 ^{〇〇} 日	平成26年9月 ^{●●} 19日